

令和4年度第1回情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会(全体会) 議事録

- 1 日 時 令和5年3月20日(月) 午後2時から午後3時45分
- 2 会 場 新潟市役所本館3階 対策室2、3
- 3 出席者
 - ① 委 員 伊原委員、小田委員、齋藤委員、沢田委員、高木委員、中村委員、布委員
 - ② 事務局 岩淵課長、小池課長補佐、渡邊係長、騰川副主査、石山室長、皆川主査、福井副主査、大倉主事、松本文書館館長
- 4 議 事 「個人情報の保護に関する法律施行条例等について」
「令和3年度個人情報保護制度の実施状況について」
「公文書管理について」
「令和3年度情報公開制度の実施状況について」
「その他」

5 議事概要

事務局 これより、令和4年度第1回新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会(全体会)を開催する。

本日は、4名の委員の方がご都合によりご欠席となっている。お一人まだであるが、7名のご出席はいただいているところである。したがって、審議会規則第5条第2項の委員の定数の半数以上の委員の出席となるので、本審議会は成立していることを報告する。

続いて、本日の会議の資料について確認させていただく。ご案内を送付させていただいた際に、同封した資料であるが、そのほかに本日お手元に次第、座席表、名簿、緑色のファイルであるが令和4年度の手引きとなっている。資料6、行政文書の管理状況等について、資料7、新潟市文書館について、をご用意したところであるが、先に郵送させていただいた資料の1、2、3、4、5、8、9をお手元にお持ちであるか。合計で資料9までであるが、よろしいか。

総務課長の岩淵よりごあいさつを申し上げます。

総務課長 本日は、皆様ご多様の中ご出席をいただき大変感謝する。昨年4月に総務課長に就いたところであり、本日までごあいさつできる機会がなかった先生方もいらっしゃると思うが、大変失礼をした。

さて、本日の審議会であるが、公文書管理条例の制定に伴い、従来あった情報公開制度運営審議会と個人情報保護審議会を統合して、さらに公文書管理も含めた形の審議会という形で改組している。その結果ということになるが、市長の諮問による附属機関として情報公開制度そして、個人情報保護制度、さらに公文書管理制度これら三つの制度に関して必要な事項についてご審議をいただく審議会となっている。

本日の審議会の流れであるが、議題として、まずは国の個人情報保護に関する法律が令和3年に改正をされている。それに伴い、新たに制定をする個人情報の保護に関する法律施行条例について、またそれに関連して死者情報に関する条例、また関係する条例の改正等についてもご説明を申し上げます。

続いて、令和3年度分ということになるが、個人情報保護制度の実施状況、さらには公文書管理、情報公開制度の実施状況などについても報告という流れで予定しているところである。

本日は、年度末の大変ご多忙の中での開催ということになり大変恐縮であるが、ご臨席の皆様におかれては専門の見地から、第三者的な見地からも、ぜひ忌憚のないご意見を頂戴できればと思っている。その旨よろしくお願い申し上げて私からのごあいさつとさせていただきます。

事務局 委員のご紹介及び事務局の職員の紹介であるが、時間の都合もあるので、お手元にある名簿、座席表をもって代えさせていただきます。

それでは、次第3、議事に入る。これよりは沢田会長に議事の進行をお願いする。会長、よろしく願います。

沢田会長 皆様、お忙しいところご出席いただきありがとうございます。

これより、議事に入る。まず、議事（1）個人情報の保護に関する法律の施行条例等についてである。事務局からご説明願う。

事務局 資料1から3までであるが、私から、条例の制定あるいは改正等についてご説明する。

まず、資料1 A 3横の色刷りのものをご覧いただきたい。新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例案の概要である。こちらの条例については、個人情報保護部会において令和3年度からご審議をいただいたところである。そして、意見をいただき原案を作成したものを例規審査において修正のうえ、この度新潟市議会に上程しているものである。

では、資料の左上の新たに条例を制定する経緯、囲みのところをご覧いただきたい。まず、（1）デジタル社会の形成に関する施策を実施するため、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に係る法律により、個人情報の保護に関する法律の改正が令和3年5月にあった。

次に（2）である。その法改正により、これまで別々に存在していた個人情報保護法をはじめ三法が一つの法律に統合されている。イメージとしては、右側の図をご覧いただきたい。左側の見直し前においては、対象となる団体ごとに所管や法令がそれぞれ異なっている。それが右側の見直し後には、国の組織である個人情報保護委員会の管理下において、改正個人情報保護法のもと、当事者運用が図られることになる。特に、下の地方公共団体の個人情報制度についてはこれまで各々自治体の条例のもとでばらばらに運用されていたものであるが、統合後の法律のもとにおかれたことで、全国的な共通ルールの中で運用されることになったものである。ただし、議会については改正個人情報保護法の適用外ということになっているので、今回は別途市議会独自の条例を制定するとなっている。

再び、左（3）。地方公共団体は改正法の公布から2年以内に条例を制定、施行するとされている。新たな法律施行条例については、令和5年4月1日施行となるということである。

次に、左の下をご覧いただきたい。条例案の概要である。この度の条例案については、全部で12条となる。今後、自治体の個人情報保護は法律のもとで適用されるので、必要な条文はほぼ法律に掲載されているということである。したがって、今回制定する条例に載せる条文は法律と取扱いが異なっている部分で、自治体独自で定めることが認められている条項のみとなるとご理解いただければと考える。簡単であるが、第1条は条例の趣旨をうたっている。具体的には、この条例は個人情報の保護に関する法律の施行に関して必要な事項を定めるものとして

あり、これまで本市では条例により個人情報保護制度を運営していたものを、今後は法律のもとで全国的に統一した制度になるものである。

第3条をご覧いただきたい。個人情報ファイル簿の作成及び公表である。これは、法律では本人の数が1,000人以上であるものを保有する場合、個人情報ファイル簿を作成し、公表するよう規定されている。しかし、本市では独自に1,000人未満の個人情報についてもファイル簿を作成し公開するとして条例にうたったものである。

第4条である。開示すべき情報、こちらは個人情報保護法における開示情報と市の情報公開条例における公開情報との整合性を図るものである。法律では、公務員の氏名や経費執行行など予算執行に関連する行政文書に記載のある個人情報について非開示情報としているが、本市における新しい条例においては、これまでの扱いと同様にいずれも開示情報とするものの規定をうたったものである。

次に、第5条である。開示請求にかかる負担であるが、個人情報の開示請求の手数料を無料とする規定である。現状、本市では配置請求にあたってコピー代等の実費をいただいているが、手数料はいただいているところである。法律では地方公共団体も手数料を徴収するとされているが、一方で国から条例で無料と規定できるとの見解が示されているので、本市ではそれに従い、現行どおり手数料を無料としたものである。

第7条から第10条については、個人情報の開示決定等の期限あるいは期限の特例の規定である。個人情報開示請求の開示決定等については、法律で定められている期間内であれば自治体で独自で決めてよいということになっているので、本市では従来どおりの期限を設定したものである。

次に、第11条であるが、行政機関等匿名加工情報の利用にかかる手数料の規定である。ここでは、匿名加工情報の提供制度の導入により手数料を規定している。匿名加工情報とは、簡単に申し上げると、例えば氏名や生年月日など個人を推定できるデータを消去するなどして、個人を特定できないよう加工した情報になる。こうした個人情報の提供については現行条例にはない制度になるが、法律では行政機関は保有している個人情報について、そのデータ利用に反する提案を企業等から募集して審査のうえ応募者と契約し、匿名加工情報の形で提供することとされている。この第11条では、匿名加工情報を本市から提供されるものから徴収する手数料について、法律で規定する標準額をもって規定している。

次に、右側の下段の本市の個人情報の保護に関する法律における主な変更点になる。まず、(1)法律のもとでは実施機関から、先ほど申し上げたように市議会、市土地開発公社は除外される。(2)死者の情報であるが、個人情報から除外されるとある。死者の情報については、市の現行条例では個人情報保護の対象としているが、法律では死者の情報は個人情報としないため、この後にご説明するが、新たに新潟市死者情報の開示に関する条例を制定して、死者の情報について従来どおりの取扱いとするものである。

続いて、(3)は先ほど改正条例の第11条で説明したように、市が保有する個人情報について、企業等に対して匿名加工情報の形で提供を開始するものである。なお、資料1、次のページである。A4になるが、個人情報の保護に関する法律施行条例案を付けさせていただいた。

今ほどご説明したような内容になるが、記載のとおりで 12 条と附則からなるものとなっている。

続いて、資料 2 をご覧いただきたい。新潟市死者情報の開示に関する条例案の概要である。市の現行条例では死者の情報を個人情報として取り扱っており、遺族等からの開示請求等の対象としていたが、改正法律では死者の情報は個人情報としないとしているので、本市としては、死者の情報について従来と同様の取扱いを継続させるため、本条例を新たに制定するものである。条文は全 15 条で構成するものになるが、第 3 条においては、資料記載のとおり開示請求者の範囲を規定している。以下、第 4 条以降にも死者情報の開示請求にかかる条項が記載されているが、いずれもこれまで根拠にしてきた新潟市個人情報保護条例における死者情報の取扱いと同様の内容としている。資料 2 の次のページ、死者情報の開示に関する条例案を付けさせていただきます。こちらでもご説明しないが、のちほどご確認いただきたい。

続いて、資料 3 である。A 4 横になっているが、この度新たに新潟市個人情報の保護に関する法律、施行条例を制定することとなり、従来の新潟市個人情報保護条例が廃止となることから、これらに関する改正について簡単にまとめたものである。まず、全部で 5 条だが、こちらの審議会に関する条例として第 1 条、第 2 条、第 5 条についてのみご説明したい。

第 1 条、新潟市附属機関設置条例は、情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会、公文書公開等審査会の所掌事務を見直すものである。第 2 条、新潟市情報公開条例であるが、情報公開請求の決定期限をこの度の法律の施行条例に合わせる形で修正するものである。ただし、内容としては実質的に変わらないものとなっている。第 5 条、新潟市公文書管理条例であるが、こちらも第 2 条と同様に、情報公開請求における決定期限を新条例と同様とするような修正であるが、こちらについてはのちほど担当者から改めて説明することとさせていただきます。

沢田会長 ただいまのご説明に、ご意見やご質問などをお願いします。

齋藤委員 多分、個人情報保護委員会とか、国会で担当大臣が個人情報保護条例はすべてリセットだと発言したとか、そういうラインでこういう条例にしたのだと思う。ただ、個人情報保護法自体には、個人情報保護法の内容に反する条例を作ってはいけないという明文の規定はない。それで、何をもって個人情報保護法の規定に反する条例の規定を全廃するような方法になったのか、そこら辺をお聞かせいただきたい。条文上の根拠である。私が見た限りは、個人情報保護法にはそれに反する条例は無効だとか、廃止すべきだというものはないのである。最高裁判事の宇賀克也さんも、注釈書では、特に審議会とかそちらの関係ではあまり、そのまま個人情報保護法で言っているみたいな形ではなくて、今までの審議会の働きは尊重すべきであるということはいろいろなところでおっしゃっているし、個人情報保護委員会の解釈はかなり条文上の根拠が乏しいと考える。そこら辺をどうお考えなのかお聞かせいただきたい。

事務局 今、委員からご指摘があったが、たしかに、今回の国の改正については様々な視点あるいは解釈があらうかとは考える。そこら辺は、私どももある程度認識はしているが、私どもの今回の条例案については、基本的には、今まで市として、個人情報の保護ということで条例を定め運用してきたところだが、国の法改正があってその法律の範囲内で制定する。あるいは、法律で許されている範囲で各市町村の自治体で定めることができる範囲というものがあり、そ

うというルールに基づいて制定したという考え方である。

齋藤委員 そこであるが、今回の新潟市の考え方は個人情報保護法の中で、ここは自治体が決めていいと言っているところ以外は自治体が決めてはいけない前提に立っていると思うが、個人情報保護法自体には、必ずしもそう解釈する根拠はあまりないと考える。徳島市公安条例事件の最高裁判決があつて、要するに法律の目的や趣旨とかそういうものを阻害しない場合については、条例で独自の定めをすることができるとなっている。

今回の令和3年の個人情報保護法改正は、情報の流通を阻害しない。それを、すべての主体が均一的に取り扱うのだということを旨としたものであって、例えば収集について及ぶようなものではないと考える。それにもかかわらず、例えば直接取得の規定とかあったわけである。もともとの個人情報保護条例にそれはなくなっている。分かりやすい例で言うと、直接取得の規定があるので言うが、例えばなぜ直接取得の規定を廃止しなければならないのか。個人情報保護法のどこに直接取得の規定を条例で設けてはならないと書いてあるのか。その辺の考えをお聞かせいただきたい。

事務局 たしかに、今おっしゃられた項目については条例にはうたっていない。私どもとしては、全体的に申し上げるとやはり法律に従うというか、法律のもとで解釈、運用をしていくということが前提ということで、令和5年4月からそのような形をとるといふことと、国からは規定はしてはならないという言い方はないが、ただ法律で定めたことを条例で重複してうたう必要はないといふことは言われているので、同じような規定を条例にはうたわなかったといふことである。

齋藤委員 多分、正確に言うと個人情報保護委員会なり、担当大臣が国会で答弁した内容というのは、法律と条令が一致しているものについては規定する必要がない。矛盾する内容については規定すべきではないといふことを言っていたと考える。個人情報保護委員会もそれをほぼ踏襲したことを言っている。だから、それにしただがったと思うが、それが法律上そうだといふことをおっしゃっていると考えるが、法律のどの条文からそういう解釈が出てくるのかといふことが全く個人情報保護委員会も説明していない。大臣も。だから、宇賀克也さんとか行政法の学者がこれはおかしいのではないかといふことをおっしゃられていると考える。だから、その辺を法律上の明文からそういう解釈が必ずしも出てこないにもかかわらず、先ほど法律でそうなっているからとおっしゃったけれども、そもそも法律でそうになっていないといふ解釈がかなり有力に主張されている中で、あえて条例で全く裁量がないような考え方をとったといふことはなぜなのかといふことを聞いている。

事務局 私どもとしては、国の指示に沿って対応しているというしか申し上げられない。

齋藤委員 だから、国と自治体は基本対等であるので、国が法律について解釈を示したとしても、自治体としてはいろいろなところから、この解釈はおかしいのではないかといふことが当然あり得るのだと考える。その作業をしたのかといふ話である。

事務局 私どもとしては、個人情報の部会の皆様からご意見をいただいたうえで条例案を作成したという経緯はある。

小田委員 よろしいか。前課長の時代の最後の会議だったと思うが、この個人情報、とりわけ死

者に関する情報について少し意見があった。僅かの時間であったが、議論が出た。今回、個人情報部の会における審議の内容も踏まえて、それから法律の改正を踏まえて、今回の条例の変更に至ったという説明であるが、あのときも疑問、意見、少し不自然な意見も出ていた。国の法律の改正、あの頃からもうすでに議論されていたし、すでに案が示されていたわけであるが、あの会議のときにはこのことについては一切触れられなかったわけである。突然、この形に変わると。しかも施行において、内容については従来どおりという表現で、説明を受けている。なぜ、それが変更されたのか、そのプロセスがどうも私どもでは、少し理解できないところがある。今、齋藤委員がおっしゃったことも含めてである。その辺のところを、もう少し分かりやすく説明をいただけるとありがたい。

事務局 死者情報に関する条例については、国の法律では死者の情報は個人情報としないという規定になっている。そして、新潟市は以前から死者の情報を個人情報として取り扱っていたが、市町村によって、その取扱い方が違っていた。例えば、政令市であると新潟市とその他に2市が条例で死者の情報を個人情報ということをやっていたということであり、それ以外のところは個人情報として取扱いをしていないという市町村も多くあると聞いている。

私どもとしては、死者の情報も個人情報と同様で取扱いをしっかりとやっとうということをして法律では対象にならないからだけでなく、なお従来どおりの大切な死者の情報も必ず条例のもとで規定することが必要であろうということである。その2年前のときは、まだ国も条例でうたってもいいというような見解が示されていなかったわけである。実は、昨年になってから、ようやく条例でも可能であるということは見解が示されてきたところである。

あと、制度として、要綱やそういうもので定めると、例えば死者の情報の開示請求の結果に不服があったときに要綱では定めることができない。不服を申し立てる権利が定めることができないもので、やはりそういう部分についても今までと同じにするとすると、条例でうたわなければいけないだろうということで、このたび死者の情報についても条例を定め、死者情報の保護や開示に関して適切な事務が取り扱えるように定めたということになる。

齋藤委員 死者について従来の保護レベルを維持したのだとおっしゃるが、例えば死者情報の安全管理義務は今回の条例で規定されていないのではないかと。

事務局 こちらは死者の情報は開示となっており、死者情報の開示に関する規定についてということでの条例になっている。

齋藤委員 もともと個人情報保護条例の中で死者情報は、新潟市の場合は個人情報の中に入れていたから、安全管理義務もあったのだろう。だから、そうすると肝心なところがかなり欠落していて、極端に言えば、死者の情報はもういかなる取扱いもしてもいいと。条例上は、全く規制がないみたいな状況になっているが、そこはどうか。何とかされるのか。

事務局 私どもとしては、死者の情報条例を定めていない市町村もあるが、解釈論のところはあるが、国は全く死者の情報を対象としないといまでは言い切っていないところがあり、それをもって、死者の情報に関する条例で定めていない市町村はかなり多くあると聞いている。

齋藤委員 少なくとも総務省の担当、総務省だったであろうか。立案担当者の注釈書などを見ると、死者情報について別途条例を作るのはいいみたいを書いてあるが、それはそれでいい。新

潟市は今まで、安全管理措置を死者情報について定めていたのに、それが4月1日以降なくなるわけであろう。

事務局 条例としては、なくなる。

齋藤委員 だから、そこはどうするのかという質問である。今まで、新潟市がやっていたことが欠落してしまうという。そこはどうするのかという話である。

事務局 法律で新たに安全管理措置というものを求められているので、私どもとしては、そこに類する中で、一緒に個人情報と死者情報についても同様の安全管理措置をとっていき、市で改めて組織体制を今後つくっていくということで考えているところである。そこには個人情報だけでなく、死者情報についての安全管理措置も同じようなつくりをしていこうと考えているところである。

齋藤委員 今まで生きていた人がいて、その人が途中で亡くなって、生きている人の情報と死んでいる人の情報が混然としているようなものは事実上、個人情報と同じレベルで保護されていることは分かる。例えば、死者だけの葬儀、火葬とかそういう情報はいろいろあると思う。そういう死者だけの情報について、市はしっかりやっていくので今まで条例はないが、しっかりやっていくのでという話だと思うが、少なくとも今まで条例上の担保があったのだから、そこは条例上、きちんと安全管理措置をするのだということは規定しないといけないのではないかな。

事務局 そこについては、また今後研究していきたいと思う。条例にはうたってなくても、必ず要綱なりで客観的にはどういうふうに管理していくかということについて整備していきたいと考えている。そのうえで、なお法的な技術のうえで条例にうたわないとおかしいのではないかなという話になれば、条例改正とかも含めて今後、検討していくことにはなるかと考える。

齋藤委員 匿名加工情報については、これは提供が義務づけられる。ただ、今までは国レベルだから、あまり大した情報がなかった。それが自治体だから、個人情報の宝庫みたいところだから、かなり機微な情報も含めてあるという話になる。防衛省のデモ情報を匿名加工情報として提供しようとしてすごく叩かれたという意見があるが、かなり法例上の要件を満たしているというだけで、提供しようとするとかかなり問題が出てくる可能性はあると思う。匿名加工情報の提供については、何か具体的に検討されているところはあるのか。

事務局 地方自治体において実績としては、千葉県にある市で1件あるだけであり、その内容としては介護保険の認定とその対象世帯の所得等についての加工情報を提供したと聞いている。これは都道府県、政令市等、全国的には初めてということもあるので、非常にどうなるのかということは始めてみないと分からないところではある。

私どもとしては、法律にうたっているように、たとえ募集をしてそれに対して業者等が手を挙げて応募したとしても、それを保有している課をはじめ、そこで審査あるいは提供することが市民に寄与できるような活用なのかどうかということも含め、当然のように検討、審査が必要になる。そういうものも経て、慎重に情報を加工したうえで提供できるかどうかということを検討し、最終的に契約するか、あるいは、今回は契約できないとなるのかということの仕組みをつくって対応していきたいと考えている。

齋藤委員 これから、どういう形でそういうルールをつくるのか。

事務局 これから、まだ。おそらく、新潟市としては、来年度の令和5年度の下半期に募集したいということで、1,000人以上の個人情報ファイル簿のあるものについてホームページで募集することを考えているが、それまでに審査の要綱であるとか、そういうものは少なくともある程度一定のルールをつくって、対応していきたいと考えている。

齋藤委員 匿名加工情報を出しても問題ないのかどうかということは、ある意味かなり専門的な知識が必要になる部分でもあると考えるが、そこら辺はもう職員の中でやるのか、専門家の意見を聞くとするのか。

事務局 まだ、そこは検討中としか申し上げられない。ただ一番懸念するところは、加工情報はもう二度と戻せない状態にする情報になっている。技術的なものとなると、やはり専門的な会社であるとか、そういうところで加工するようなことも必要になってくると思うが、それ以前の判断については職員の中でやるのか、外部の方も入れたうえで提供できるものかどうかということのご意見をいただくのかということは今、検討中である。

齋藤委員 その絡みでいうと今回、審議会の役割がかなり切り捨てられたわけである。匿名加工情報についての可否みたいなものは、もう審議会に諮問できないという理解であるか。

事務局 基本的にはそう考えている。

齋藤委員 ただ、まさに専門技術的な部分については個人情報保護委員会とかも、そういうものは諮問してもいいみたいな解釈だったような気がするが、違うのか。

事務局 私どもの認識としては、だめということではないだろうけれども、一応提供することについては内部においての審査ということになる。ただ、内部の審査というところに外部の方を入れたうえでの審査をするのか、あるいは関係課の間でまずやってみるのかということころは、今のところ未定ということころである。既存の審議会にかけるというよりは、別の審査するものをつくらんと考えているところである。

沢田会長 この匿名加工情報であるが、これは売るわけである。企業側も儲かるというわけである。ただ、匿名加工のやり方を安易にやってしまうと、あっという間にもとの情報になってしまうとなりそうなので、鍵みたいなものがあれば。その辺はぜひ慎重にお願いしたいと思う。

齋藤委員 最後に1点だけ。これは、パブコメはしていないということによろしいか。これは、パブコメをやっている自治体もあるのか。県はやっていたのか。

事務局 県はやっていた。

齋藤委員 やっていた。県も去年の内にやってしまった。それはそうとしても、少なくともパブコメくらいやるレベルの話だと思う。今まで条例があって、それなりの件数を活用されてきた条例がほぼ丸ごとごそとなくなってしまうということは相当大的な問題で、パブコメもしないで、議員が今、気もそぞろのところまで議会に出すみたいな話だと、どの程度審議されるのかということもあるとは思っているので、これは今回も出したということなのだろうけれども、同様のことについては今後、ご留意いただければと思う。

事務局 その点については私どもも十分認識しており、当初パブコメをするかどうか検討しところであるが、市民の方から意見をいただいても限られているような条件の中での制定するということがあった。もう一つは市議会に事前にこういうような制度が求められていて、条例を制

定するというものを総務常任委員会の評議会で、事前に12月に説明をしてお検討いただいたということもある。だが、委員がご指摘したように今後、こういう大きなものがあつたら、パブコメの実施については十分慎重に考えて適切な対応を取りたいと考える。

沢田会長 もし、ほかにないようであればここで議事1を終了する。

次に、議事2、令和3年度個人情報保護制度の実施状況について、事務局からご説明願う。

事務局 市政情報室の福井である。よろしく願います。

令和3年度の実施状況報告をさせていただく。この状況報告については毎年度、審議会で報告をさせていただいているものになる。資料4と資料5があるが、資料4を用いて報告をさせていただく。

資料4、令和3年度個人情報保護制度の実施状況をご覧いただきたい。はじめに、1、個人情報登録対象事務の件数についてである。個人情報を取り扱う事務については、本市の個人情報保護条例に基づいて、必要事項を記載した登録簿を備えることとなっている。どの実施機関がどのような個人情報を保有して、どのような目的で利用しているかというところを明らかにするためのものであり、各所属から件数の報告を受けている。

登録事務の件数になるが、実施機関分は令和2年度末の件数で5,048件。そこから新規登録が103件、抹消が33件あり、令和3年度末の件数としては5,118件である。指定管理者分については、令和2年度末で571件、新規登録が10件で抹消が3件、令和3年度末の登録としては578件である。次に、2、個人情報の開示及び訂正請求並びに利用停止請求の処理状況についてである。(1)請求及び申出の件数だが、個人情報開示請求については令和3年度は552件であった。参考までに、令和2年度は537件であり、微増である。

552件の内訳としては、請求書によるものが390件、口頭請求によるものが162件である。②と③に個人情報訂正請求と個人情報利用停止請求とあるが、こちらについては請求がないということだった。訂正請求は、個人情報開示請求を受けて、開示を受けた個人情報の範囲に限って訂正の請求を求めることができるものであり、利用停止請求は開示を受けた個人情報が条例等に違反して利用されているということが分かった場合に、その停止を請求することができる制度になっている。

次に(2)処理件数及び実施機関別内訳についてだが、開示請求によるものが390件あったが、そのうち、市長に対する請求が290件であった。多い内容としては、請求者が市に対して行った相談記録の開示請求であるとか、住民票等の交付申請の発行履歴というものになっている。請求の内容としては、例年と変わりはないようである。

続いて、教育委員会については6件の請求があった。

続いて、人事委員会については112件の請求があったが、その内111件が職員採用試験の結果の確認で、口頭請求で取り扱っていると聞いている。

続いて、水道事業管理者が30件の開示請求があった。これについても請求を求められたものが給水台帳の確認で、これも口頭請求として取り扱っていると聞いている。

次に訂正をお願いするが、議会が空欄になっているが、議会は1件開示請求があり、全部開示している。

最後になるが、病院事業管理者。これは市民病院になるが、92件の請求があった。主な内容は診療録である。以上の請求を合計すると552件の請求があり、内396件が開示、一部開示が58件、非開示が98件であった。

続いて、3、存否応答拒否と4、特例延長規定については、該当なしであった。存否応答拒否については、個人情報の開示請求において、開示請求にかかる保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示する結果となる場合については、存否応答拒否と保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができる制度、特例延長については、請求にかかる保有個人情報が大量であるため、規定されている期間内で開示決定をすることができないときに、求められている相当の部分について45日以内に開示決定をして、残りの部分については相当の期間内に開示決定をすれば足りるものという制度である。

最後になるが、個人情報にかかる開示請求にかかる不服申し立ての状況になる。令和3年度に提出されたものが15件、前年度までの提出が23件で合わせて38件。令和3年度中に完結したものが3件ということで、引き続き次年度に審査するものが35件であった。

沢田会長 ただいまのご説明にご意見やご質問などあるだろうか。審査請求の件数が38件で、完結が3件だけなので、待機件数が増えていく気がする。議論に時間がかかるので仕方ないと思うが。他にないようなら、議事2を終了する。

次に、議事3、公文書管理についてである。事務局から説明をお願いします。

事務局 次第「3 公文書管理について」の内、行政文書の管理状況等について説明をさせていただきます。総務課の渡邊である。よろしくお願いします。

資料6及び資料6（別紙）をご用意いただきたい。まず、資料6「行政文書の管理状況等について」をご覧ください。改めて、行政文書に関する条例の施行状況についてである。1、公文書管理条例における行政文書管理に関する施行日をご覧ください。行政文書や特定歴史公文書について規定をした公文書管理条例が令和3年3月に新たに制定され、定義や文書作成義務などに関する基本的な部分が令和3年10月1日に施行されている。その後、令和4年4月1日、今年度に入り、年度管理を行っている行政文書の整理、保存、移管及び廃棄などに関する部分が施行され、条例が全面的に施行された。昨年度の審議会でもご説明していたが、行政文書の管理にかかる部分については、令和4年度から新たに条例が施行された部分になるので、2、令和5年度の審議会全体会への行政文書に関する報告事項にあるような行政文書の管理に関する事項を年度単位で取りまとめたうえで、令和5年度の審議会に報告させていただく予定で考えている。

現時点で想定される報告事項の一つ目としては、来年度に公表を予定している行政文書ファイル管理簿の記載状況についてである。この管理簿は、関連のある行政文書の一つにまとめた行政文書ファイルの管理を適正に行うため、ファイルの分類、名称、保存期間などの定められた事項を管理簿としてまとめるもので、まとめた結果等について審議会に報告させていただく予定としている。

報告事項の二つ目としては、裁量的理由による保存期間の延長期間及び理由についてである。これは、当初設定した行政文書の保存期間を監査や訴訟などの対象となっていることにより延

長する義務的な延長ではなく、文書を所管している文書管理者の必要により保存期間を延長する場合には、その延長する期間や理由を審議会に報告をする必要があるというものである。

続いて、3、新潟市公文書管理条例の改正についてである。先ほど、冒頭で少し説明があったが、個人情報の保護に関する法律の改正及び新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、新潟市個人情報保護条例が廃止されるため、令和5年4月1日付けで規定の整理を行うものである。基本的には、現行の公文書管理について内容や制度に変更が生じるものではないが、改正概要について簡単にご説明する。

まず、ア、特定歴史公文書の保存及び利用における死者情報を対象とする規定を整理するものについてである。これは、現行の個人情報保護条例では、個人情報に死者情報を含んでいるが、個人情報保護法及び法施行条例では死者情報が含まれておらず、引き続き、特定歴史公文書の保存における個人情報漏洩防止の対象に死者情報を含めるため、及び死者情報が記載された特定歴史公文書を利用できるものに死者の配偶者や子等を含めるために、死者情報開示条例に規定する死者情報を追加するというものである。

次に、イ、特定歴史公文書の利用請求における非公開情報について、情報公開条例と同様に追加するものについてである。これは、情報公開条例に追加される非開示情報に併せて、特定歴史公文書の利用請求に対する非開示情報を追加するものである。追加される非開示情報は、個人情報の保護に関する法律に規定される行政機関等匿名加工情報である。

最後に、ウ、特定歴史公文書の利用請求における決定期限の規定を、個人情報の保護に関する法律施行条例と同様にするものについてである。これは、利用請求にかかる期間に関する規定の記載を情報公開条例及び個人情報保護法施行条例にならって、内容を統一するものである。

続いて、文書館からの説明である。

事務局 新潟市文書館について改めての部分であるが、現状についてご報告をさせていただく。新潟市文書館の松本である。

お手元の資料7、まず1、施設概要である。新潟市文書館は令和4年1月に開館し、おかげさまで、今年1月で開館から1周年を迎えた。場所は北区太田で、平成30年3月に閉校した太田小学校の校舎を活用した施設である。以下、構造、主な機能、来館者数の記載があるが、来館される方々は資料の利用にあたっては、閲覧室ルームが資料公開室での資料ページの観覧であるとか、講座室で行う歴史講座への参加、また講座室は貸館、貸室としてもご利用いただくなどでご来館いただいている。また、施設見学にもお出でいただくなどで、来館者数は記載のとおりである。

次に、2、文書館の事業について、大きく(1)から(4)まで4項目記載している。

まず、(1)特定歴史公文書の保存、利用提供についてである。丸の一つ目、所蔵資料の利用状況として、公文書管理条例に基づいた特定歴史公文書やその他の資料の閲覧や複写による資料の利用状況をお伝えしている。右側の表については、申請者の方の人数と申請方法となっている。申請の受付については、郵送やメールなどでも受け付けている状況である。次のその下の丸であるが、保存期間満了の行政文書の選別、引き継ぎとして、令和3年度に保存期間が満了した文書から56点を文書館にて引き継いだ。

次の、(2)新潟市の歴史に関する資料の収集、調査、研究としては、一つ目の丸であるが、寄贈の申し出により、資料の調査、受け入れとして申し出をいただいた方のお宅へ訪問調査を行っている。市民の方などが家の整理や代わり、引っ越し等で保管されていた古い資料など、必要であれば寄贈するとありがたい申し出を受けることがあるので、その際は資料調査に伺わせていただいている状況である。次の丸として、職員の調査、研究、能力向上に向けて、国立公文書館主催の研修などに職員が参加しているところである。

次の(3)新潟市の歴史編纂、歴史に関する情報発信としては、一つ目の丸であるが、歴史講座の開催をしている。文書館開館以前においても、市内のホール等を会場に、歴史講座を開催していたが、開館後は加えて文書館講座室を会場にした講座を実施して、今年度は計5回開催したところである。内1回は、子どもたちに文書館を知ってもらおうとともに、新潟市の歴史や資料に興味を持ってもらおうと、小学生向けの内容の講座を実施したところである。

また、次の丸、各種広報の主なものとしては、文書館やその資料をもっと知っていただけるよう文書館だより等を発行した。最後に(4)所蔵資料の公開、活用の促進、市民等の調査、研究の支援であるが、一つ目の丸、資料の常設展示のほか企画展の実施として、令和4年度は萬代橋をテーマとして関連する資料の展示などを行っている。

次の二つ目の丸、三つ目の丸に関してである。文書館所蔵資料検索システムの管理は利用される方の利便性を高めるため、文書館の資料の目録を自宅のパソコンなどから検索できるシステムで、そうしたものの管理であるとか、新潟市の歴史に関する調べごとや関する資料の有無などの相談について、電話やメール等でも対応しているところである。

事務局 ただいまのご説明にご意見やご質問などをお願いします。

齋藤委員 資料7で、保存期間が令和3年度に満了した文書を選別し、引き継ぎが56点で、それ以外は廃棄したということだと思うが、これは廃棄したものについては市長に協議して、審議会の意見を聴くということによろしいのか。違ったか。

事務局 条例施行前の文書になるので、この部分については従前の方法を引き継ぐ形になっている。条例施行後、令和4年4月以降に作成された文書については、審議会の意見を聴くということになるが、この部分については条例施行前の文書になる。

齋藤委員 これは施行後に選別し、廃棄したのか。違ったか。

事務局 そうである。

齋藤委員 よく見てみないと分からないが、条例の施行がいつまで遡るのかという話もあるかもしれないが、少なくとも条例で貴重な公文書を廃棄しないために、こういうルールが必要だということ審議会の意見を聞くのだというルールができていて、そのあとに審議会の意見を聴かないで廃棄してしまうのはいかがなものかと考えるが、そこはどうなのか。

中村委員 私も実はそういう理解であったが、令和4年度で廃棄期限が満了するものについては、ファイルが回ってきて、それをどうチェックするのかというふうに私は理解していたので、令和4年度から作成した文書にそれが適用されるとは理解していなかった。齋藤委員がおっしゃったのと同じように私は理解していたのだが、それが違うということか。

事務局 補足させていただくと、条例の令和4年4月1日施行後に保存期間が満了するものにつ

いては、廃棄について審議会に意見を聴くが、それ以前に期間が満了するものについては、従前の例によることとなっている。今年度の選別作業については、令和3年度に保存期間が満了したものである。令和3年度に期間が満了というのは条例施行前に期間が満了したものであるので、従前の例で今年度は実施したところである。

齋藤委員 条例の解釈としてはそうかもしれないが、少なくとも市としてきちんと市長に協議をして、審議会に諮ってというやり方が、貴重な公文書を失くさないために大切なのでという意志決定をしているわけであろう。そうであれば、条例が適応されるかどうかは別として、違法かどうかという話とは別として、やはり少なくとも施行後についてはきちんと審議会に諮ることをすべきではないか。意見である。そのうえで、具体的にどういうふうに意見を聴くのか。市長に対して誰がどういう形で、市長にリストを見せても多分逐一見てチェックするわけではないので、具体的にどういうふうにチェックする仕組みを想定しているのかを教えてください。

事務局 今のところの案としては、全件意見を聴くのは無理があると考えているので、選別の知見を持っている文書館と協力して、ある程度のリストを作ってそれを審議会に見ていただいて、本当にこれは廃棄すべきものなのかという意見をいただこうと考えている。

齋藤委員 これは廃棄するかどうか微妙だというもののリストを作るということか。

事務局 そうである。何万件もある全件を見るということは無理があると思っているため、廃棄の対象としないほうがいいのではないかとというような、ある程度リストを作って見てもらおうと今のところは考えている。

齋藤委員 そうだとすると、多分、文書館の方の目利きがすごく大事だと考える。そこは、国立公文書館だったのだろうか、そこで研修を受けたとおっしゃっていたが、それ以外に例えば何か歴史を大学で専攻した人を採用するとか、何かそういう資質を担保するための措置は何かあるのか。

事務局 今、齋藤委員がおっしゃったところ、おそらく文書館なりの職員の資質というところが今の作業に大きくかかわってくるかと思うが、先ほど研修という話をさせていただいたが、国立公文書館のアーカイブ研修であるとか、あと私どもは過去に専門職員という形で採用している職員もおりますので、今後いろいろな研修を十分重ねていくうえで今、公文書管理はアーキビストという概念が国立公文書館にも認証制度を設けているので、近いうちにそういった専門職員に、実際に専門職員としての能力はあるが、対外的にそういった職員がいるという位置付けを知らしめるうえで、そういった研修、参加を積極的にしていきたいと考えている。

齋藤委員 承知した。

小田委員 会長、この条例を策定するときの会議に、公文書を保存するか否かの価値観をどう判断するかが大変重要な論点になった。いわゆる、価値をどういうふうに判断するのかということ。それで、この新条例の制定後に上程されるものについては、これは現行のルールにしたがって審議されるわけであるが、それ以前の状態について、その価値観が正当であったかどうかということがなかなか第三者的に評価することは少し難しい点がある。それで、今回報告を受けたのが全体で56点であるが、おそらく期限を迎えた行政文書は膨大だったと思うが、分母

は大体どのくらいだったでしょうか。およそでよろしい。

事務局 文書がデータと紙でそれぞれ膨大な量があって、正直申し上げて集計することがなかなか難しいのが現状で、令和4年度の具体的な集計の数字を持っていない。

小田委員 もちろん、だんだんデジタル化されてくるから、資料の点数もそれに比例して増えてくることももちろん考えられるし、あるいは削減できるところは削減できるかもしれない。そして、現新潟市は合併移行されて、様々な文書が新潟市に集中管理されるようになってから、これからすさまじい勢いで過去の文書が期限を迎える。そうすると、非常に行政の歴史的な価値をどう見るかが問われてくる。どうもそれに比例して出てくるわけであるが、価値観の担保というものについて、より慎重に構えていく必要があるかと思う。今までが、安易に捉えすぎたのかもしれないが、ぜひとも今後の、来年度から審議の対象になるものについては徹底してその辺のところを見極めていただきたいと思っている。

それから、現在の旧太田小学校の文書保存館が開館を受けて、私どもも館内をご案内いただく予定ではあったが、残念ながらコロナの蔓延で、これが音沙汰なしになってしまった。これもやむを得ないことであったが、今の報告された事業の案内のほかに、何かこれは困ったということの事例があったらいただきたい。

事務局 文書館の開館については、多くの関係者の皆様に大変なご協力、とりわけ地元の皆様のご理解とご協力をいただいて開館に至った次第である。今ほど、困ったことはというお言葉をいただいたが、おかげさまで順調である。ただ、文書館は博物館や美術館に比べ、まだまだ一般的な認知度が低い施設だと私なりに認識している。そのあたりは、いろいろな情報発信によって、いろいろな方にこういう施設である、こういう資料があるという、広く知っていただくことがまず大切かと認識しているので、そのあたりを積極的にやっていく必要はあるかと思っている。

小田委員 建物そのものが旧校舎の基本的な構造を踏襲してきているわけであるから、少し不具合な点もあろうかと思う。それから、特に重要な歴史的な文書についての保存、管理、運用に、あるいはあの設備そのものが追いついていけず、あるいは困難を極めることもあろうかと思うが、その辺のところはいかがか。

事務局 資料の保存に関しては、小学校の校舎を改修して、主に教室等を収納庫に改修して、温湿度管理ができる体制になったということは、開館前から大きく進歩したし、文書館の意義、役割の根幹の部分だと認識している。

あとは、当然これからデジタル化になるにせよ、紙文書の需要というものも当然まだまだ続く中で、所蔵資料の収用能力の問題というものは近い、遠い将来いずれは来ることは認識している。現在のところ、所蔵してある資料の七、八割は文書館で所蔵しながら、残りについては新津であるとか横越の庁舎の倉庫を活用し、両方活用しながら、文書館には余力を持たせながら運用しているところであるが、そういったところは今後、長期的な課題になってくるかと認識している。

中村委員 今のお話と関連するが、今後の選別の際に文書館である程度の諮問をいただくというか、審議会でご相談していただくものを選別していただくという。それ自体は悪くないと思うが、

かなりの点数がある、例えば数万点にも及ぶかもしれないが、ファイル管理簿レベルはどのくらいの件数になるか分からないが、その母集団、分母と選んだ分子というか、選別していただいたものによっては我々が確認できるというか、希望があった場合にそれを検証させていただくというところを準備というか、担保だけさせていただけば、我々はその選別が妥当なのかということを確認できるので、その部分の担保はぜひお願いしたいと考える。

事務局 ご意見ありがとうございます。先ほど、分母の数、総務部、我々のほうでも正確な数が集計できていない状況であるが、選別にあたって側からとしては、感覚としては単純なデータ件数では数万点の規模かと認識している。札幌市の公文書館なども聞くところによると、分母から拾った数、割合でいくと1パーセントにも満たない状況だとはお聞きしている。ただ、それにあたっては当然、分母の数を把握しての割合であるので、来年度はまた審議会の皆様に何らかの形でお諮りするときは、今、中村先生がおっしゃっておられたところを踏まえながらやっていきたいと考える。

沢田会長 ほかにいかがか。

齋藤委員 今現在は、紙のものは紙で保管が原則でやっているわけか。

事務局 そうである。

齋藤委員 デジタル化みたいな話も少しあったと思うが、デジタル保存みたいな話はこれから検討するのか。

事務局 アーカイブのデジタル化は全国的な課題と思う。今のところは、行政文書、総務部側から文書管理システムのデータについてはそのままデータで、移管してもらうという状況になっている。

齋藤委員 データのものはデータで保管するということか。

事務局 システムに載っているデータのものはそのままデータで移管してもらうという状況になっている。紙のものは紙のまま。

齋藤委員 問題は、紙のものが今後一切なくなるわけではなく、しかも、今後、保管期間が過ぎるものは多分、紙のものはそれなりのボリュームがあるから、場所がなくなるということはどこかの時点で想定せざるを得ないので、それでもう一つ作らなくてはいけないみたいな話になる前にどこかでデジタル化を考えたほうがいいのか。紙で保管する必要があるすごく貴重なデータとそこまでではないが中身は保管しておくべきデータの2種類が多分あるのだと思う。だから、そこはぜひご検討いただければ少なくとも紙で作られたものも一部については、デジタル化することをぜひご検討いただきたい。

事務局 齋藤先生がおっしゃるとおりで、その辺の考え方は全国的に共通する課題でもあるので、他館の状況等情報収集をしながら考えていきたい。

小田委員 今、それをやっていないか。というのは、40年くらい前から新潟市も含めて周辺14の市町村での市町村史の編纂がひと通り一段落した段階で、全部の歴史的公文書をマイクロチップで保存をされた。ところがマイクロチップだと、またさらに今のデジタル化には対応できない量のボリュームになるので、それをさらにデジタルに編集、編纂し直す動きが随分進んだと思うが、文書館ではまだそれは文書館の仕事としてはやっていなかったか。

事務局 委員おっしゃるとおりで、これまでマイクロフィルムに落としてきたところもあるが、数が膨大なことと、今おっしゃられたように、マイクロフィルムが今後もデジタルの保存媒体としていがかという時代の要請もあるので、これからの時代はどういった媒体、どういった形で保存していくことが望ましいかといったところを検討の中に入れながら、手法や作業を全国的な情報も収集しながらやっていきたいと考えている。

沢田会長 おそらく、ハードディスクにスキャナーをとおって。ハードディスクといっても、SSDがかなり安くなってきている。今、1テラ当たり1万円くらい。もっとそうなるかもしれない。それほど経済的負担にはならない。少し手間がかかるかもしれない。位置付けなければいけないから。公文書館としてもその辺のことも考えていただければと思う。

中村委員 一つ教えていただきたい。これは今までと逆になるかもしれないが、歴史学という専門の視点から申し上げると、やはり紙で、現物で取っておくことに意味があるものもたくさんあるので、そこについては、ぜひ慎重に判断していただいて、ぜひ安全、目的の動向のところを踏まえて検討していただけることを私は希望する。

沢田会長 ご意見、感謝する。

高木委員 関連する内容で。先ほどの死者の情報は個人情報として見るといっても、それは法律を侵していることにはならないというお話だったが、今の話と全然関係なさそうであるが、どこまでためられるかという。それで考えたことが、価値観というのかクライテリアというのか、集める前に、私たちはどこに価値観を見いだしてこの条例を作っているのだというような話が終わらないまま、役所の人には申し訳ないが、とにかくこの場をしのげばいいのだというようなこととか、いつが締め切りだとかという違うファクターによって決められている場合が、かなり役所の文書の場合は多いと感じている。ただ、それでも決めなければいけないときは決めなければいけないので、とにかく価値観がないと情報を整理するときうまく整理ができないということはもう事実だろうと思う。媒体というのはどんどん進歩しているので、どうしてもそのとき、そのときに書き換えをするしかないのではないかと考えておけば。

それで、死者の情報が新潟では重要だと思われているというようなところが前提になるのではないかと思う。それであれば、条例をつくるときに、あまり見たことはないが、どういう考えによってこの条例が作られているというもう一つ前のところで、新潟ではなぜ、死者の情報がいないという都府県もあるのに新潟では残ったのか。そういったベースにある議論をして次に繋がないと、どうしても表面上はきれいにまとまっているけれども、実際に運営になったら非常に困るというようなことが今後も出てくるのではないかと思う。

それで、こういう大きく条例が該当する情報、条例がなくなったとかそういった、ドラスティックと言ったら言い過ぎかもしれないが、大きな変化があったときにそういったことを考えると後生に活かされる場合が、私の知っている範囲では多かった。とにかく、条例のもと、価値観をどう捉えるかというあたりを認識しておくということは、今の時期、新しいシステムを立ち上げようとするときほど重要だと思う。あまり意見がうまくまとまらないが、長い間こういったお仕事を一緒にさせていただいてありがたいと思っているが、今その時期なのだという認識も必要ではないかと考えた。

沢田会長 ご意見を伺っていただきます。

齋藤委員 関連してであるが、今おっしゃられたことはすごく賛成であるが、死者の条例はもとの個人情報保護条例の中で個人には死者も含むという形で、死者と個人をあまり分けて考えないで、もう同じ扱いにしていた。私は、安全管理措置は死者でも必要だと思うし、開示は一定の範囲で必要だと思う。

ただ、本当に死者の情報は相続人とかそのまま全部出してしまっているのかということは根本にあると思う。親兄弟や配偶者にも知られたくない、子どもにも知られたくないなんてことは当然あると思う。死んだからもう権利がないから、親兄弟がプライバシーにかかわるようなものも知っていいのかということは、根本的な問題だと思う。ところが、新潟市の条例はわりと幅広く遺族が開示請求できるようになっている。遺族は本人ではないわけである。本人ではなくて、本人としては親にだけは知られたくないみたいなことだってあるはずなので、そういうことを全部遺族の権利を優先させてしまっているが、本当にこれでいいのかと。

最高裁の判決でも、遺族の財産にかかわるようなものについては開示請求件を認めるみたいな話だったと思うので、新潟市の条例みたいに全面的に認めてはいないのだと思う。今まで、個人と死者というものをあまりそれぞれの理解の違いを根本的に突き詰めて議論をしていなかったのではなかったのかという気はする。そこは今、お話があったみたいに、根本的にどこまで死者について遺族の請求権を認めるのかということは議論したほうが私もいいとは思っている。その理念的なものはきちんと整理したほうがいいのではないかと思う。

沢田会長 死者の個人情報はむしろ、そのほかの人には見せないということが私は重要ではないかと思う。それがないと、全く関係ない第三者が、その人のものを死んでしまったから見せてくれなんて、だれの犯罪歴も病歴もみんな見れてしまうということはどういう感じである。あちらを立てればこちらは立たずということである。ほかにいかがか。よろしいか。ご質問がないようであるから、議事3を終了する。

次に、議事4、令和3年度情報公開制度の実施状況についてである。事務局からご説明をお願いしたい。

事務局 市政情報室の皆川である。よろしく願います。

それでは、令和3年度情報公開制度の実施状況を報告させていただく。今ほどの資料8をご覧いただきたい。まず、1、請求件数についてである。これは、新潟市に提出された情報公開請求書の枚数になる。令和3年度は、605件の請求があり、令和2年度は546件の請求があった。前年度との比較では110.8パーセントと増加している。

次に、2、請求書の提出方法の内訳である。これは、請求が窓口か電子かの比較になる。令和3年度の窓口請求は368件であった。窓口請求には、実際に窓口に来られるほか、郵送やFAXでの請求も含んでいる。また、インターネットによる電子申請は3年度が237件であった。隣の電子化率では、請求書全体に占める電子申請の割合となっている。令和3年度は39.2パーセントとなっている。

次に、3、決定内容の内訳である。令和3年度は公開が418件、一部公開が208件、非公開が46件、取下げが63件で、合計735件であった。なお、上の表の1の請求件数60

5件と、この数字が一致しないのは1枚の情報公開請求書に複数の所管課にわたる請求があることによるものである。実施機関では、市長が514件と一番多く、70パーセントと占めている。次に、水道局は178件で24パーセント。教育委員会が31件で4パーセントとなっており、その他、人事委員会4件、病院事業管理者、議会が各3件、監査委員、農業委員が各1件であった。市長と水道局に対して請求が多かった内容としては、各種工事の設計書であった。決定内容の取り下げ63件というものは、公開請求された後に請求者が任意の情報請求に切り替えたり、文章は存在しないことを請求者の方にお伝えすると、請求自体を取りやめたということである。

次に、4、請求者の内訳である。請求者が市内か市外の者か、また個人か団体かを表したものとなる。令和3年度で、市内の個人による請求は159件と、団体による請求は274件で、合わせて433件は全体の71パーセントになっている。残り172件が、市外の個人と団体からの請求となっている。

次に、5、非公開の理由である。情報公開請求に対しての決定について、非公開とされたものについて、情報公開条例第6条の各号に分類したものになる。令和3年度は個人情報に該当するためという理由で、138件と一番多くあった。以下、法人情報104件、行政運営情報34件、審議検討情報7件、法令秘情報、公共安全情報が各1件という順になっている。表の下に、文書不存在があるが、これはもともと文書が作成されていないとか、既に文書が廃棄されていて、存在しないというもので74件となっている。なお、この集計については、表の右上の米印にあるように請求対象を全部非公開としたもののほか、一部非公開の件数も含まれている。文書不存在の中には所管課が請求者に文書はないと説明しても理解を得られず、請求されて、結果的に非公開となったものもある。

次に、7、存否応答拒否を適用したものである。条例により、存否応答拒否とした場合は審議会に報告することになっている。これは、条例第6条の3で存否応答拒否というものは、公開請求にかかる文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を公開することになるときは、その公文書の存在を明らかにしないで、その公開請求を拒否することができるというものである。令和3年度は0件であった。

次に、6の特例延長規定の適用をしたものである。こちらも条例に基づいて、適用した場合は審議会に報告することとなっているものである。条例第9条の2の、公開決定等の期限の特例であるが、情報公開請求は通常、請求を受理してから15日以内に請求に当たる文書を公開するかどうかの決定をしなければならないところ、公開の文書が多く、決定できないときは30日以内の延長ができるとされている。30日延長しても、公開請求にかかわる文書が大量のため、公開が間に合わない場合は、さらに特例延長が認められているというものになる。令和3年度では、この特例延長を適用したものが3件である。その内2件が市長決裁一覧の請求であり、他の1件は特定職員の決裁、メールなどに関する請求で、いずれも請求が著しく大量のため特例延長を行ったものとなっている。ちなみに、一番長いものは372日かかっており、次が182日、もう1件は162日かかっている。

最後、7、不服申し立ての状況である。令和3年度の審査請求は、当年度に諮問された件数

が16件、前年度からの継続件数が54件で、合計70件であった。一方、完結した件数が15件で、その内訳は答申を行ったものが12件であった。差し引き55件が、次年度への継続案件となっている。

沢田会長 ただいまのご説明にご意見やご質問等はいかがか。もし、ないようであれば、議事4を終了したい。

最後、議事5、その他について、事務局から何かあるか。

事務局 特に、事務局でご用意するものはなかったが、せっかくの機会であるので、委員の皆様から何かご意見等があれば頂戴したい。

伊原委員 今回の議事そのものに関することではないが、資料の発送が遅かった。今日の昼に届いた。発送文書を見ると、3月14日付けになっているが、最近は郵便が遅く届くようになっていてその影響だとは思う。ほとんど中身を精査することもなく、資料を持ってきたという状況である。こういった条例の内容であると、私も専門家ということではないので、やはり事前によく検討して勉強してから臨みたいので、おそらく本当にぎりぎりまで精査してまとめてくださったと思うが、郵便のそういった時間がかかるということを見越して、余裕をもって発送していただけるとありがたい。

内容によると思うが、例えば、ほかの課ではメールで事前にデータ送信して、その上で紙というところもあったりする。いろいろとご検討いただきたい。

事務局 大変申し訳なかった。概ね1週間前には届くようにしているが、これより少し時間がかかったとは聞いている。ただ、委員がおっしゃったように、メールでデータをお送りすることで、可能であればそういうことも対応しているので、また次回開催のご案内のときに資料の送付あるいはデータの送付が可能かどうかということを確認したうえで、なるべく早いうちにお渡しできるようにしたい。本当に申し訳なかった。

齋藤委員 私は16日に届いた。

伊原委員 同じ市内、通り1本違うと随分違いがある。

伊原委員 16日だったら普通である。

小田委員 それでも、少しは遅い。

沢田会長 ほかに、いかがか。

小田委員 私も価値観という言葉を使ったが、なかなかそういう観念、概念のことについて、具体的に議論する時間がやはり少なかったことは事実だと思っている。あるいは、それが後生にどういう影響を及ぼすかということも心の中にきちんと入れて、こういう会議に臨まなければいけないと思っている。

死者の件についても、この会議のところに少しはあがったが、もう少し合理的あるいはスピードが求められるときではあるが、基本的なことについて、きちんと私たちが心を冷静にして物事に臨んでいかなければいけないということを感じた。

沢田会長 ほかにいかがか。では、私からである。これは聞いた話であるが、今回は個人情報の関係であったが、情報公開法についても、同じような動きをしようという案が、同じような条例等が2,000以上もあるのは気に入らないという話である。もう、みんな統一しようとい

う人がいるそうである。具体的にはまだ何もないが、ひょっとしたら近い将来、またご足労願うこともあるかもしれない。そのときは、またよろしく願います。

ほかにいかがか。なければ、これで議事が終了となる。

それでは、進行を事務局にお返しする。

事務局 年度末にかかわらず、ご出席いただき、大変感謝する。本日は、大変貴重なご意見をいただいたと認識しておく。委員の皆様の審議会においてのお話は、私ども事務局もまた改めて制度や仕組みというものについて、精査していきたいと思っているので、今後もよろしく願います。

なお、事務的な話になるが、任期が一旦3月末で終了となり、また4月から新たな任期2年の委嘱ということでお願いしたい。今後も何卒よろしく願います。本日は、大変感謝する。